

評議員選定委員会の運営に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人現代芸術振興財団(以下「この法人」という。)の法人の評議員選定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適性かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任の候補者を選定することを任務とする。

(構成)

第 3 条 委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

2 前項の事務局員がいないときは、評議員に代えて構成する。

(招集)

第 4 条 選定委員会は理事長が招集する。

(招集通知)

第 5 条 委員会の招集通知は、会議の開催日の 1 週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 6 条 委員会の議長は、この委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

2 前項により選出された議長は、この委員会の会務を総理する。

(情報提供)

第 7 条 理事長は、委員会における審議に当たり、以下の情報を提供しなければならない。

- (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
- (2) この法人及びこの法人の理事又は監事との関係
- (3) その他の評議員候補者に関する情報

(選定方法)

第 8 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 人以上が出席し、かつ、外部委員の 1 人以上が賛成することを要する。

2 委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

(議事録)

第 9 条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及び結果
- (3) 委員会に出席した理事の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

(報酬)

第 10 条 委員会委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。